

### Ⅲ 日常における対策について

### 1 学校地震防災計画の策定

学校防災計画については、関係法令、関係通知に基づき各学校において策定されていますが、発災時に児童生徒の安全を確保し、円滑に応急対策を行うことができるよう、より具体的な対応を記載した地震防災に関するマニュアル等を各学校において策定し、教職員それぞれへ周知しておくことが重要です。(マニュアル作成にあたっては、各校の立地条件、災害発生時間帯、気象条件等様々な諸条件を考慮し作成する。)

災害が発生した場合は、まず校内に災害対策本部を設置し、教職員がそれぞれの役割に応じた行動を速やかにとる必要があるため、次の例を参考に、事前に組織体制を定めておいてください。

なお、勤務時間外に県内で震度5強以上の地震が発生したことによって第3非常配備(非常配備員：原則全職員)に就く場合には、原則としてそれぞれの勤務校に参集し、災害応急対策業務又は地震防災応急対策の業務に従事するよう努めます。

#### 【学校災害対策本部組織(例)】

本部 (校長・教頭・事務長等)	総括班	各班との連絡調整、校内の被災状況把握、非常持ち出し書類の搬出・保管、記録日誌・報告書の作成、校内放送等による連絡・指示、応急対策の決定 等
	安否確認・避難誘導班	児童生徒及び教職員の安否確認・避難誘導、負傷者の把握、児童生徒の下校指導、待機児童生徒の掌握・記録 等
	安全点検・消火班	校内建物の安全点検・管理、電気・ガス・水道・電話等の被害確認、近隣の危険箇所の巡視、初期消火、二次災害の防止 等
	応急復旧班	応急復旧に必要な機材の調達・管理、危険箇所の表示 等
	救護班	児童生徒及び教職員の救出・救命 等
	救急医療班	(養護教諭及び救命・救急経験者で構成) 医務室及び医師等の確保、手当備品の確認、負傷者の保護・応急手当、関係医療機関との連携 等
	保護者連絡班	児童生徒の保護者への連絡・引き渡し 等
	避難所支援班	避難所利用者名簿の作成、救援物資の受入れと管理、ボランティアの受入れ、市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 等

### 2 学校の防災対策に係る市町村との連携

各学校の立地条件等を踏まえた児童生徒の防災教育、防災訓練の強化等の防災対策について、市町村防災担当部局から助言・指導を受けてください。

具体的には、各市町村の地域防災計画やハザードマップの情報を共有し、通学路の危険箇所や、立地の地理的特徴による危険性などについて対策を講じてください。

### 3 避難所としての対策計画

市町村の地域防災計画では、多くの学校が災害時の避難所として指定されています。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかになったように、大震災時には避難所として指定されているか否かに関わらず、地域の被災者が身近な学校に避難してくること

が考えられます。さらに、一時的な避難にとどまらず、避難期間が長引いて、学校が被災者の生活の場となることも考えられます。

また、東海地震の警戒宣言が発せられた場合において、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等の避難対象地区については、市町村から避難勧告・指示が出されることに加え、地域住民の自主避難も予想されます。（これら警戒宣言時の避難生活は、原則として屋外によるものとされております。）

これらのことから、避難所となる場合に備えた学校施設の利用計画や、被災者の自治活動を支援する避難所運営マニュアル等をあらかじめ備えておく必要があります。

**【附属資料】「県立学校における避難所運営マニュアル」愛知県教育委員会**

**(1) 施設利用計画**

学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることから、学校教育に重大な支障が生じないように十分配慮する必要があります。

文部科学省は、学校教育活動に支障のないよう配慮しながら、余裕教室などを利用し、防災機能の整備を図るよう通知しています。（平成7年6月5日付け文教施第168号文部省教育助成局長通知）

**ア 避難所・避難場所の割当て**

避難者を長期にわたって受入れることとなっても、学校教育活動への支障ができるだけ少なくなるよう配慮する必要があります。

(ア) あらかじめ、屋内・屋外の収容可能な施設と人数を把握しておく。

**【避難所における1人当たりの必要最低面積】**

発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	1 m <sup>2</sup> /人
緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	2 m <sup>2</sup> /人
避難所生活が長期化し荷物置場を含めた占有面積	3 m <sup>2</sup> /人

（愛知県直下型大地震対策調査研究報告書より）

- (イ) 体育館・武道場やグラウンドを最優先とする。
- (ウ) 普通教室については、災害対策上やむを得ない場合に限るものとし、交代制で授業ができるよう最小限の教室を確保する。
- (エ) 特別教室については、個人情報や化学薬品、コンピュータ等の機器、その他特殊な機材等のある部屋もあるので、各教室について個別に検討する。

**イ 災害対策本部設置場所の確保**

災害の発生に伴い、災害情報の収集・伝達、児童生徒の安全確保、避難所運営等の中枢となる、災害対策本部を設置するための場所を確保する必要があります。

次のことを考慮すると、本部を設置する場所として、事務室、会議室等を確保することが適当と考えられます。

- (ア) 通信手段の確保がしやすいこと。
- (イ) 校内への非常・一斉放送ができること。
- (ウ) 打合せができること。

ウ トイレの設置場所

学校のトイレはほとんどが水洗式であり、断水した場合は使用不可能となるので、あらかじめ次のことを策定しておく必要があります。

- (ア) 既存トイレに破損等がなければ、使用ごとに便袋を取り替える簡易トイレ（携帯トイレ）を設置できるよう備蓄しておく。
- (イ) 仮設トイレの設置可能場所を定めておく。（避難者の利用やくみとり等を考慮し、収容可能人数に対応させておくこと。）
- (ウ) 簡易トイレ及び仮設トイレがない場合の応急措置として、グラウンド等への応急トイレ（浄化槽やマンホールトイレの利用・穴を掘る）の設置可能場所を定めておく。

エ ごみ集積所の設置場所

ごみは、業者等に回収してもらうまでの間、衛生上問題がでないようにしておく必要がありますので、分別して回収でき、雨などが当たらず風通しのよい場所をごみ集積所として定めておきます。

オ 応援物資集積所の設置場所

応援物資は24時間体制で送られてきますので、大型車両等による搬入・仕分け・保管・配布等の便を考慮して、応援物資の集積所を定めておきます。

(2) 市町村との連携

避難者への対応は、本来、市町村の防災担当部局においてなされる業務ですが、阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、市町村の職員のみでは人数が不足することや、現に目の前にいる避難者を放っておくことができないことから、教職員がその対応をしなければならぬ状況となりました。このことから、学校が避難所となった場合の対応について、あらかじめ市町村と連携し、体制を整備しておくことが必要となります。

ア 避難所としての指定

避難所として指定しようとするとき、市町村はその施設の管理者と使用方法等について事前に協議することとし、避難所に指定された施設の管理者は市町村と緊密な連絡をとることとなっています。避難所として指定を受ける場合等には、次の点に留意してください。

- 市町村から避難所の指定の依頼があった場合には、積極的に協力する。  
} 平成7年6月22日付け7教総第225号・7教管第300号教育長通知  
{ ※22・23ページ参照
- 避難所の指定を受ける場合は、文書により行う。
- 避難所としての対応については、市町村作成のマニュアルまたは「県立学校における避難所運営マニュアル」により、発災時の対応に備えておく。
- 避難所の指定を受けた学校にあっては、定期的に市町村との打合せを行い、連絡を密にしておく。
- 備蓄倉庫等の設置については、積極的に市町村に協力する。

- 学校に教職員がいない時間に災害が発生した場合にも、避難所を速やかに開設できるよう、あらかじめ施設の開錠方法等について市町村と協議しておき、鍵の貸出については協定書等により管理責任を明確にしておく。

イ 市町村との通信手段の確保

通常、電話・ファクシミリにより通信を確保していますが、これらの回線が不通となった場合の対応手段を整備しておく必要があります。県立学校と市区町村役場との位置関係は様々なので、同一市町村内（名古屋市内の学校にあっては同一区内）の各学校と市区町村役場との間で、連絡体制の整備を図る必要があります。

- (ア) 市町村への防災無線の設置についての働きかけ
- (イ) アマチュア無線、FM 無線、トランシーバー等の活用
- (ウ) 小中学校を含めた自転車や徒歩での連絡網の整備

【参考】

7教総第225号  
7教管第300号  
平成7年6月22日

各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会教育長

県立学校における避難場所の指定について（通知）

県立学校における災害対策については日頃から配慮をいただいているところでありますが、各市町村では地域住民の安全を確保するため避難場所の指定を行っております。

については、各学校においても避難場所の重要性を認識し、市町村から避難場所の指定依頼があった場合には下記事項に十分注意の上、積極的に協力するよう願います。

記

- 1 指定の承諾については、別紙様式1により校長が行い、別紙様式2により教育委員会あて報告すること。
- 2 当該使用方法、連絡方法等必要な事項は年1回以上市町村と十分に協議すること。  
特に、指定された施設が改修等により長期間使用できなくなる場合等は、事前に市町村に通知するなど配慮すること。
- 3 すでに避難場所の指定を受けている学校にあっては同様とすること。

〔 連絡先 総務課総務担当 電話 052-961-2111 内線 3811  
管理課管財担当 内線 3835 〕

<p>様式1</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(市町村長) 殿</p> <p style="text-align: center;">愛知県立 学校長</p> <p>避難場所としての指定について(回答) 年 月 日付け 第 号の依頼については、下記のとおり承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定を承諾する施設</p> <p>(1) 避難場所の別 市町村・広 域 (2) 名 称 愛知県立 学校 (3) 場所及び数量 (土地) (建物) (4) 所在地 (5) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>2 その他 当該使用は、地方自治法第238条の4第4項に基づく行政財産の使用許可が必要ですのでご承知おください。</p>	<p>様式2</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>愛知県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">愛知県立 学校長</p> <p>避難場所としての指定について(報告) このことについて、下記のとおり {承諾し} ましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定を {承諾し} た施設 {解除され}</p> <p>(1) 避難場所の別 市町村・広 域 (2) 名 称 愛知県立 学校 (3) 場所及び数量 (土地) (建物) (4) 所在地 (5) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>2 {承諾} 年月日 {解除} 年 月 日</p>
--	---

ウ 避難者の非常用物資の確保

市町村から避難所に指定されている県立学校においては、非常用機材、食料、応急処置用品等について市町村の防災担当部局等と協議し、確保に努めます。

4 施設における被害予想と対策

(1) 予想される被害

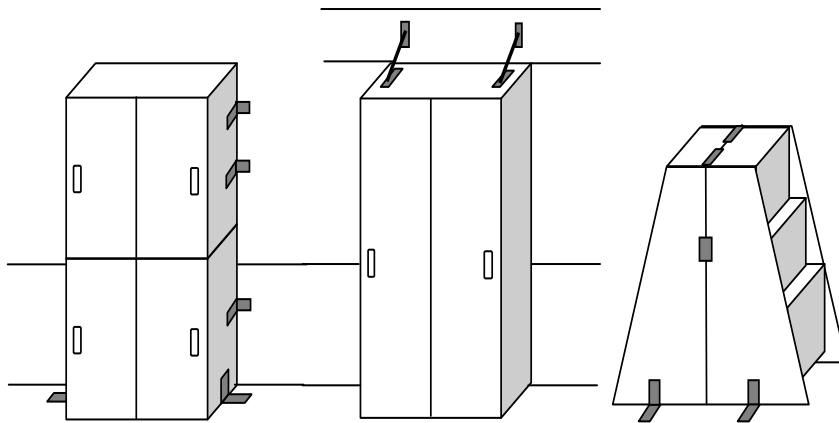
箇所名 予想される被害	普 通 教 室	理 科 室 ・ 保 健 室	家 庭 科 室 (調 理 室)	そ の 他 特 別 教 室	廊 下 ・ 階 段	ト イ レ	体 育 館	グ ラ ウ ン ド ・ 外 周
ア ロッカー・書棚・備品等の転倒	○	○	○	○	○			
イ 薬品棚の転倒、薬品の流出		○						
ウ 天井・壁等の落下、倒壊	○	○	○	○	○	○	○	
エ 窓ガラスの破損	○	○	○	○	○	○	○	
オ 電灯の落下、破損	○	○	○	○	○	○	○	
カ ストーブ・温風暖房機の転倒による火災発生	○	○	○	○				
キ ガス漏れ・ガス爆発		○	○					
ク バックネット、遊具等の倒壊								○
ケ ブロック塀等の倒壊								○

(2) 被害を未然に防ぐための対策

ア ロッカー・書棚・備品等の転倒

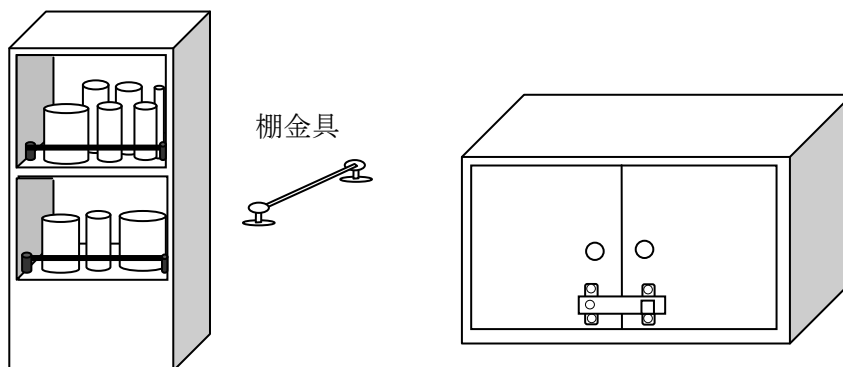
〔 地震時には、縦揺れと横揺れで重い棚等が動き出したり、転倒したりして避難路を塞いでしまう可能性もあります。 〕

- 転倒防止のための金具等を用いて、壁・床に固定させる。
- ピアノは重量がかなりあるので床に固定させる。
- デスクトップパソコンについては、接着ゴム（机とパソコンの間に接着）・バンド（机と一体でとめる）等を用いて固定させる。



イ 薬品棚の転倒、薬品の流出

- 薬品保管庫の転倒防止のために金具等を用いて壁、床に固定させる。
- 容器の転落防止措置をとる。
- 地震による振動で棚の両開き扉が開いたりしないよう、扉にとめ金具を取り付けておく。
- 毒物及び劇物については、記録の整備、廃棄処分等により適切な在庫管理を行う。
- PCB保管庫内の保管ボックスを固定する。

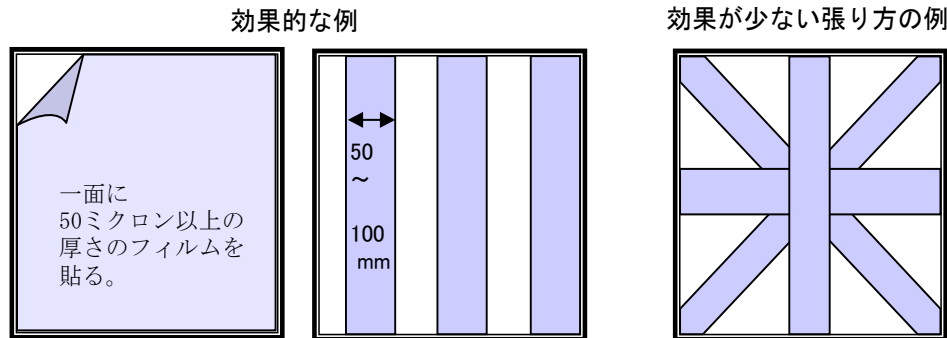


ウ 天井・壁等の落下、倒壊

- 外壁・天井に亀裂や浮きはないか確認を行い、落下が予想される部分はあらかじめ叩いて落とすか、シーリング材等の充填材を注入しておく。

エ 窓ガラスの破損

- 破損時に直接児童生徒等に危険を及ぼす恐れのある場所のガラスには、飛散防止フィルムを貼る。(ガラスの飛散落下量の低減や飛来物・落下物の貫通防止効果がある。)



オ 電灯の落下、破損

- 照明器具本体と天井との取り付け部に「がたつき」や「ゆるみ」があれば、しっかりと固定させる。

カ ストーブ・温風暖房機の転倒による火災発生

- ストーブ、温風暖房機の転倒防止のため、金具等で壁・床に固定させる。
- 灯油タンクのふたを確実に締めてあるか確認する。
- 送油配管に漏れ等がないか確認し、漏れがあれば補修する。
- 備蓄されている灯油の保管方法が適切か確認する。

キ ガス漏れ・ガス爆発

- ガスボンベが倒れないよう、水平に据える。
- 鎖などでしっかりと固定させる。

ク バックネット、遊具等の倒壊

- 雨水等による腐食により強度が低下していないか確認を行い、必要に応じて塗装・補強等の修繕を行う。
- 古い遊具で修繕が困難な場合は、使用禁止とし、撤去する。

ケ ブロック塀等の倒壊

- ひびが入っていたり、老朽化しているものは補強するか取り壊す。なお、ブロック塀を新たにつくる際には、ブロック塀及び控壁の中に鉄筋を入れて補強をし、長さ3.4 m以内ごとに控壁を設ける。
- 記念碑等に「がたつき」がある等、転倒する恐れがある場合は転倒防止の措置をとる。



【安全点検チェック表 例】

チェック	点 検 項 目
<input type="checkbox"/>	出入口や廊下・階段室等に通行の障害になるような物が置いてありませんか。
<input type="checkbox"/>	門柱・ブロック塀等が倒壊しないように補強されていますか。
<input type="checkbox"/>	窓ガラス・展示ケース等にガラス飛散防止措置はしてありますか。
<input type="checkbox"/>	ロッカー・書棚・テレビ等の備品が震動によって倒れたり、落下したりしないように固定してありますか。
<input type="checkbox"/>	薬品棚に薬品等の転倒防止措置がしてありますか。
<input type="checkbox"/>	消防設備、ガス・電気設備等の安全管理や使用方法は徹底されていますか。
<input type="checkbox"/>	大工道具、携帯ラジオ、地図、懐中電灯、住所録、医薬品等がいつでも使用できる状態にありますか。
<input type="checkbox"/>	給食室や調理室は、学校が避難所となった場合に食事を準備する場所として供することができるように整理整頓されていますか。
<input type="checkbox"/>	プールの水は防災上の配慮をしながら管理していますか。

## 5 防災教育

### (1) 基本的な考え方

健康、安全で幸福な生活を営むために必要な習慣を養い、知・徳・体の調和的発達を図ることは、学校教育の目標の一つです。学校における防災教育は、この目標に沿って、児童生徒に防災リテラシー（自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みの理解と、災害時における危機の認識によって日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自他の安全を確保するための行動が迅速にとれる能力）を育てることをねらいとしています。

このためには、教科や特別活動などの特性に応じた防災教育の内容を、児童生徒の発達段階に即して、計画的、発展的に取り扱うとともに、日常の指導を通してその充実を図ることが大切です。また、防災教育を効果的に進めるためには、校内研修の充実により、教職員の防災リテラシー向上や災害発生時対処要領の周知と更新を図るとともに、日頃から家庭や地域社会との密接な連携体制を構築しておくことが重要です。

＜防災教育の目的＞

防災教育は、学校や地域をはじめ、様々な機会・場を活用し、以下の4つの能力を身につけることで「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するとともに、児童生徒が主体性をもって、自らの命を守り抜こうとする態度を身につけるために行われるものです。

- ① それぞれが暮らす地域の災害や社会の特性、防災科学技術の知見等についての知識を身につけ、防災・減災のために事前に備え、行動する能力。
- ② 自然災害発生時に、自らの危険を予測・回避することができ、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力。
- ③ 災害から復興を成し遂げ、安全・安心な社会に立て直す能力。
- ④ 進んで他の人々や地域の安全を支える能力。

(2) 具体的な進め方

ア 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて行う防災教育に関する指導内容や指導時間数について整理し、単独に又は学校安全計画を含めて「防災教育に関する年間指導計画」を作成し、計画的・系統的に指導を行う。

イ 児童生徒が、自分の直面する課題として、興味・関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、文部科学省、県教育委員会及び防災部局で作成した指導資料、ビデオ等の視聴覚教材、ICT教材の活用や、体験的な学習を行うなど指導方法の多様化に努める。

また、過去の震災の教訓を踏まえた知恵・工夫・生活様式等を学ぶことも有用である。

ウ 児童生徒が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろからボランティア教育を推進し、地域社会と連携した防災ボランティア学習の場を設定できるよう検討する。

エ 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育に関する教職員の研修を計画し、実施する。

オ 学校、家庭、地域と連携した防災教育の実施について検討する。その際、自治体、消防署、地域の自治会、自主防災組織、防災関係のNPO、防災ボランティア団体などの防災関係機関と密接な連携を図り、充実した防災教育が行われるように努める。

(3) 実践例

- ◇ 災害図上訓練 DIG ※1
- ◇ 防災マップづくり
- ◇ 災害対応カードゲーム教材クロスロード ※2
- ◇ 災害対応シミュレーション
- ◇ 防災新聞づくり
- ◇ 校内や自宅の安全チェック
- ◇ 避難所体験
- ◇ 心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）・応急手当
- ◇ 災害用伝言ダイヤルの使用法（P49 参照）
- ◇ 「愛知県防災学習システム」を活用した被災シミュレーション

◇ 避難所運営ゲームHUG ※3

- ※1 Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字を取って命名されたもので、地図を使った防災対応訓練のこと。災害を理解し、防災意識を掘り起こすのに役立つ。
- ※2 カードを用いたゲーム形式による防災教育教材であり、防災への意識啓発と備えの重要性について学ぶことができる。
- ※3 静岡県が平成19年に開発した避難所運営を模擬体験できるゲームで、Hinanzyo(避難所)、Unei(運営)、Game(ゲーム)の頭文字を取って命名された。英語で「抱きしめる」という意味にもなり、避難者を優しく受入れる避難所のイメージと重ね合わせている。

**【参考】**

- 内閣府 災害被害を軽減する国民運動のページ  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/>
- 防災教育チャレンジプラン実行委員会事務局 (京都大学防災研究所巨大災害研究センター内)  
<http://www.bosai-study.net/>
- 愛知県防災局防災危機管理課 愛知県防災学習システム  
<http://www.quake-learning.pref.aichi.jp/>
- 愛知県建設部河川課 みずから守るプログラム  
<http://www.pref.aichi.jp/0000048848.html>
- 静岡県地震防災センター  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/>
- 静岡県地震防災センター 災害図上訓練DIG  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/dig/>
- 地震調査研究推進本部 防災教育支援推進ポータル  
<http://www.iishin.go.jp/main/bosai/kyoiku-shien/bosai.html>
- 一般社団法人 日本損害保険協会  
<http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/>
- 内閣府 防災情報のページ  
<http://www.bousai.go.jp/>
- 国土交通省 災害・防災情報  
<http://www.mlit.go.jp/saigai/>
- 気象庁ホームページ  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 気象庁 緊急地震速報について  
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/>
- 総務省消防庁ホームページ  
<http://www.fdma.go.jp/>
- 総務省消防庁 防災・危機管理e-カレッジ  
<http://www.e-college.fdma.go.jp/>
- 国立研究開発法人防災科学技術研究所ホームページ  
<http://www.bosai.go.jp/>

#### (4) 防災教育参考資料

- 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開  
[平成25年3月、文部科学省改訂版発行]
- 学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き  
[平成24年3月、文部科学省発行]
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省著作権所有）  
[平成22年3月31日、文部科学省発行]
- 教職員のための防災事典（文部省体育局監修）  
[平成10年1月16日、日本体育・学校健康センター発行]
- あいちの学校安全マニュアル  
[平成23年3月、愛知県教育委員会発行]

## 6 防災訓練

### (1) 基本的な在り方

地震に直面したとき、児童生徒の不安や動揺は異常に高まり、想像以上の混乱が予想されます。いざというときに適切な行動がとれるよう、平常時からあらゆる状況を想定した訓練を計画的に行うことが大切です。巨大地震の発生が危惧されていることを念頭におき、より現実的な訓練に努め、実践的な態度や能力を養うことが必要です。また、自治体、消防署などの防災関係機関・団体から指導や助言を受けたり、地域の自治会や自主防災組織などと連携を図ったりするなど、地域ぐるみで訓練を実施することも重要です。

### (2) 具体的な進め方

- ア 学校の立地条件や構造を考慮した様々な被害状況を想定し、的確に状況を判断しながら対応できるような訓練を行う。
- イ 授業中だけでなく、登下校中、休憩時間中、清掃中または停電・断水などライフラインが断たれた時など、災害発生時の想定に変化を持たせる。

### (3) 取組方法

- ア 実施の時期や回数は、季節や社会的行事等との関連などを考慮し、適切な訓練となるよう計画する。
- イ 形式的な訓練とならないよう事前・事後の指導を十分に行い、災害発生メカニズムや状況に応じた避難方法を理解させるなど、訓練の効果を高める工夫をする。
- ウ 地域と一体となった防災体制づくりの観点から、地域の防災訓練と併せて実施したり、学校が避難場所となった際の体制を確認したりするなど、積極的に連携を深める。

### (4) 実践例

- ◇ 放送設備が使用できない場合を想定した避難訓練
- ◇ 訓練時間を予告しない避難訓練
- ◇ 避難経路に転倒物やガラスが飛散している状況を想定した避難訓練
- ◇ 予定していた避難場所が使えない場合を想定した避難訓練

- ◇ あらかじめ所在不明生徒を配置した所在確認訓練
- ◇ 防災関係機関等と連携した訓練（起震車体験・煙体験・消火体験・救出体験等）
- ◇ 緊急地震速報を活用した身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び避難訓練
- ◇ 津波を想定し、高台に避難する訓練

## 7 特定の学校における対策

### (1) 特別支援学校の対策

障害のある幼児、児童、生徒には、危険から身を守るための判断や行動に対し配慮や支援を要する者が少なくありません。また、異常な事態のなかでパニック状態に陥り、安全確保のための対応に一層困難を来す場合も予想されます。

したがって、学校では日ごろからきめ細かく配慮した防災計画・組織を確立し、あらゆる時間帯での災害の発生に即して適切に対応しなければなりません。特に次のことに留意してください。

- ア 常に防災頭巾や帽子、ヘルメットなどの確認を行い、非常時にこれらを着用して避難できるようにしておく。
- イ 体調不良などで教室を離れている場合も、避難時に対応が遅くならないようにするため、その所在を確実に把握しておく。
- ウ 建物倒壊、交通状況の混乱、ライフラインの破壊など児童生徒が帰宅することが困難な場合は、学校で長時間待機させることが予想される。したがって、救援活動が開始されるまでの児童生徒の生活必需品等を備蓄しておく。
- エ 病的疾患がある児童生徒や、日常的に医療及び医療的ケアを要する児童生徒の生命の安全を確保するために、主治医及び関係機関等にすぐ連絡できるよう、連絡先等を記入したカードをいつも携帯しておくよう指導する。

### (2) 寄宿舎のある学校

地震の発生が夜間の場合、登校前の場合、放課後の時間帯の場合等多面的に想定し、それぞれに対応した安全行動がとれるよう、個々の児童生徒に徹底しておく必要があります。

- ア 睡眠中の場合、起床してから避難に移るまでに、かなりの時間がかかることが考えられる。各部屋の残留者の確認等、人員確認が大切である。
- イ 登校前や放課後等の時間帯の場合は、人員の確認が難しい状況となるので、日ごろから集合場所を確認し、周知しておく。
- ウ 班長や上級生がリーダーとなり、同室の児童生徒と一緒に行動できるようあらかじめ指導しておく。

### (3) 夜間定時制高校

夜間という事情を考慮し、事前指導や準備等を徹底しておく必要があります。

- ア 停電に備えてハンドマイクを用意しておく。また、各教室に懐中電灯を配備しておく。
- イ 停電を想定して消灯するなど、実際に即した状況下で避難訓練を実施する。